

I. 守谷市都市計画マスタープラン 改定の趣旨と位置づけ

1. 守谷市都市計画マスタープランとは

守谷市都市計画マスタープランとは、おおむね 20 年後の長期的視点に立って、守谷市の将来都市像を明らかにし、土地利用や都市整備などの都市計画の基本的方針を示すもので、今後の守谷市の都市計画の基本となり、守谷市民と行政が協働で進めるまちづくりの目標となる計画です。

守谷市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、市の総合的なビジョン（将来構想）を示した「守谷市総合計画」や茨城県が定める「取手都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した内容としています。

2. 守谷市都市計画マスタープラン改定の趣旨

守谷市では、1999 年（平成 11 年）に、「都市計画マスタープラン」制度の創設を受け、市民の参加を得て守谷市の都市づくりの指針となる「守谷市都市計画マスタープラン」を策定し、“豊かな大地に明日の生活と文化を築くまち”を目標として守谷駅周辺を中心とした土地区画整理事業など計画的な都市づくりに取り組み、2010 年（平成 22 年）には、2005 年（平成 17 年）のつくばエクスプレスの開業などの状況の変化に対応して、プランの計画内容の一部を改定し都市計画・まちづくりの指針として運用してきました。

プラン改定から更に 8 年が経過し、松並青葉地区をはじめとする新たな市街地の整備など市のまちづくりが進む中、2014 年（平成 26 年）に都市再生特別措置法が改正され、我が国社会の少子高齢化、人口減少に対応した「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」を進めるための「立地適正化計画」制度が創設されました。また、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に対し、国と地方が総力を挙げて取り組む上での指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が 2014 年（平成 26 年）に閣議決定され、守谷市においても、2016 年（平成 28 年）に「守谷市人口ビジョン」「守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。これらを受けて、守谷市では将来の人口減少に備えたまちづくりの指針となる「都市計画マスタープラン」の改定を、「立地適正化計画」の策定と併せて行うこととなりました。

3. 守谷市都市計画マスタープランの構成と計画期間

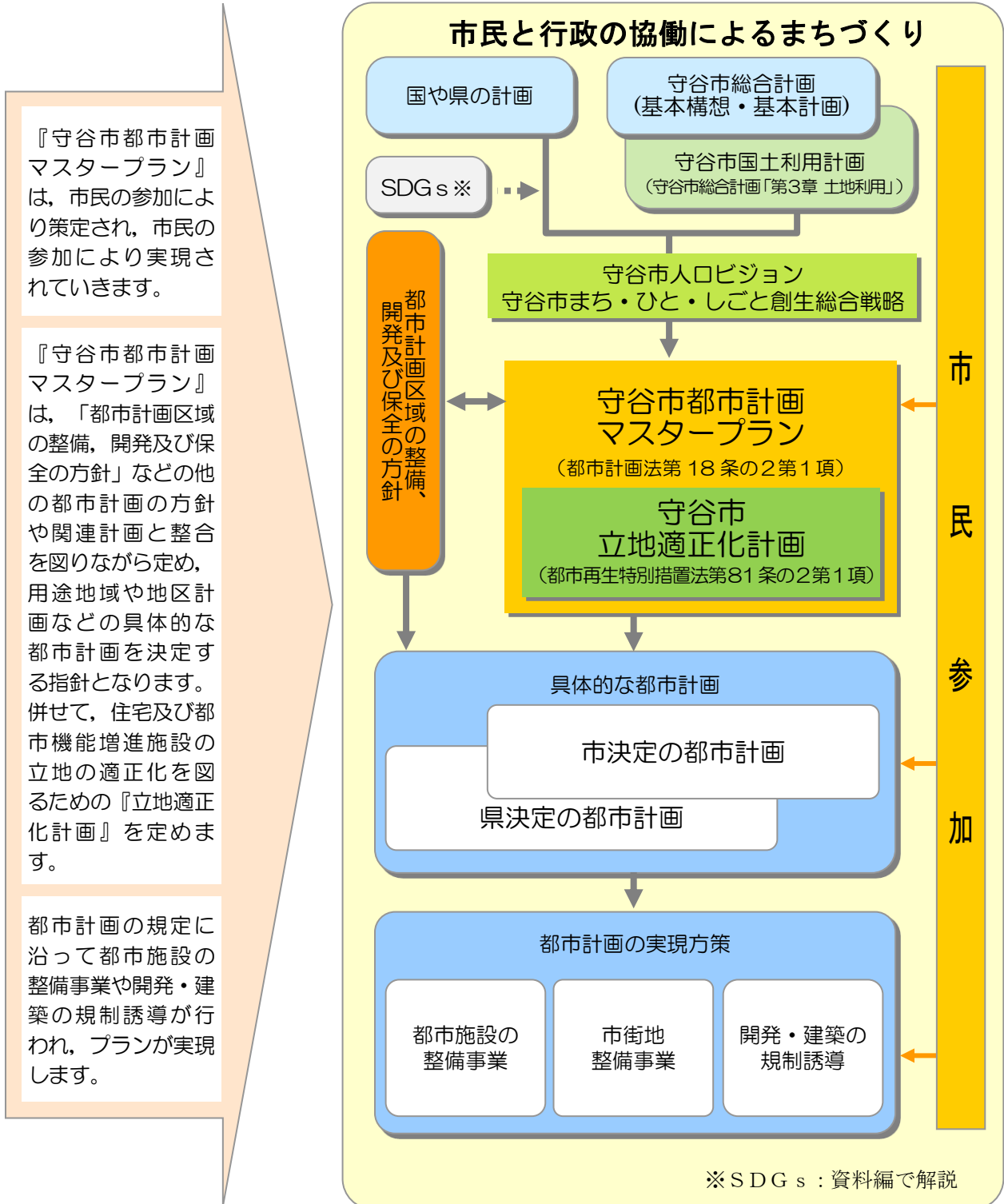
守谷市都市計画マスタープランの構成と計画期間は、次のとおりです。

- このマスタープランは、全体構想と地区別構想から構成されています。
- 全体構想は、守谷市の行政区域の全域（都市計画区域）を対象としています。
- 地区別構想は、市民の参加を得て検討策定される計画であることから、現在の市の基本的な行政単位を基本とした6つの単位(以降,「地区」)として計画しています。
- おおむね 20 年後の長期将来を見据えた計画であり、直近の国勢調査が行われた 2015 年度（平成 27 年度）を基本年次とし、その 20 年後の 2035 年度（令和 17 年度）を目標年次としています。

基準年次：2015 年度（平成 27 年度）
目標年次：2035 年度（令和 17 年度）

4. 守谷市都市計画マスタープランの位置づけと役割

◆図 1-1-1 守谷市都市計画マスタープランの位置づけと役割



- 本計画の改定と同時期に策定する「守谷市立地適正化計画」は、本計画の一部と見なされ、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための実効計画として位置づけられます。